平成２８年（フ）第１８５８号
福岡市早良区干隈５丁目31番24号
債務者　ひのきや・プチフルールこと　原　麗子
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６３号
福岡市中央区荒戸１丁目３番18号
債務者　大井　祐佳
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２８年（フ）第２３１号
徳島市南沖洲５丁目６―23　サンステージ南沖洲103号室　木根明日香方、旧住所徳島県板野郡北島町中村字稗畑32―６　ペイサージュ北島206号、住民票上の住所和歌山県和歌山市田中町５丁目１番地８　エンゼルヴィフラッツ和歌山701
債務者　中村　誠
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２０３号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目15番９号　206号室
債務者　山口　政徳
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２０７号
茨城県土浦市小松１丁目21番５号　グループホームはなまる、前住所茨城県取手市井野団地１番18―306号
債務者　田中　敬子（旧姓成島）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２２７号
茨城県土浦市若松町39番５―２号　フレンズハウス若松Ｂ棟
債務者　眞藤　知幸
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４５４号
相模原市南区上鶴間１丁目18番２号　タウニィ上鶴間102
債務者　伊藤　竜男
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４５６号
相模原市緑区城山２丁目５番35号　サンテラス93―102
債務者　諏訪部　栞（旧姓国本）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６０号
神奈川県座間市新田宿283番地の３
債務者　武田　富子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７５号
相模原市南区上鶴間７丁目17番４号　シティハイムドマーニ201号
債務者　井澤　英雄
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４２号
長野市青木島町青木島乙149番地９
債務者　内田　希
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
長野県中野市大字江部1379番地　45番戸
債務者　上野　修司
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
長野市戸隠大字豊岡諸沢9794番地71　有限会社戸隠岩戸清水内、住民票上の住所長野県上水内郡信濃町大字富濃250番地40
債務者　小林　勝彦
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５４号
札幌市北区屯田６条12丁目１番３―305号
債務者　石川　聖哲
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１８号
札幌市豊平区西岡３条13丁目３番15―301号
債務者　藤原智恵子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３６号
札幌市東区北40条東10丁目１番１号　モアノース40―205号
債務者　岡田　舞
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部